

第3部 計画を有効なものにするために

第3部 計画を有効なものにするために

計画を有効なものにするために、まず市民ひとりひとりが環境に対する意識を高め、日常生活や事業活動の中で環境に配慮した行動を実践していくことが求められます。

そのためには、環境教育・学習をより総合的、計画的に進めるために、「環境教育・学習推進計画」を策定します。

また、計画を確実なものとするため、「実施計画」を策定します。さらに、行動指針としての「環境配慮指針」を作成し、各主体の取り組みを点検・評価するしくみをつくります。

環境施策を総合的・計画的に推進するため、専任組織を設置します。

また、広く市民・事業者・市等が一堂に会して意見交換をする場として環境ひろばを設置します。さらに、計画の進捗状況を管理・評価する機関として、環境推進管理委員会を設置するなどの体制をつくります。

第1章 環境教育・環境学習

「環境を感じ、学び、そして考える」ための、体験に根ざした環境教育・学習をいっそう充実させていきます。同時に、多岐にわたる現在の環境問題を、総合的に理解するために必要な基礎的な知識を学習して、よりよい環境づくりへの活動意欲を高めるために、総合的な環境教育・学習を進めます。このような環境教育・学習をとおして、「地球規模で考え、地域で活動する」という視点で市民・事業者・市は、持続可能な循環型社会の実現を目指します。

また、現在取り組まれている環境教育・学習を、より総合的、計画的に進め、いっそう充実するために、「環境教育・学習推進計画」を策定します。

1 地域における環境教育・学習の充実

市内の学校、公民館、地域センターなど、現在環境教育・学習を担っている場の連携を深め、取り組みの総合化を図ります。

また、環境教育・学習の総合的な取り組みは、学校や市だけでは進められないため、学校や市とともに、地域社会、事業所、家庭など多様な場での市民、市民団体、事業者等の活発な取り組みが必要となります。

環境問題に取り組む市民団体や地域社会の活動への支援を進めるとともに、理解の裾野を広げるため市民、事業者への啓発活動に取り組みます。

2 環境教育、環境学習の拠点の整備

環境情報センター、リサイクルセンターなどを環境教育、環境学習の拠点として整備し、環境に関するデータや環境教育・学習に活用できる情報を集め提供します。市民や事業者、市への啓発活動、講師派遣などを行います。

3 地域のリーダーの育成、ネットワーク化

環境教育・学習の充実には、市民が自主的、自発的に学習を実践していくしくみとともに、それを担う人材が必要になります。市が現在進めている生涯学習関連事業と連携し、環境学習を担う地域のリーダーの育成に努めます。

また、環境教育・学習を担っている各団体等の連携、ネットワークづくりを進めます。

4 学校や公園、緑地、水辺等の活用

大人も子どもも身近な環境から「感じ、学び、そして考える」ことが大切です。成長過程にある子どもたちは、豊かな自然体験を通じて環境を感じる感性を育むことが、特に大切になります。現在ある公園、崖線緑地、樹林地、農地、湧水、水辺空間等を、環境教育・学習の場として積極的に活用とともに、今後の、公園、水辺空間等の整備では、環境教育・学習の場としての活用という視点を重視した整備を図ります。

また、循環型社会実現に向けた体験的な学習活動を促進するため、清掃センター、リサイクルセンター等の活用を進めるとともに、市内の事業所や商店等さまざまな場所を環境教育・学習の場として活用していきます。

5 事業者の環境活動の促進と支援

近年の環境意識の高まりは、事業活動にも大きな影響を与えています。環境を重視した経営理念をかけ、社会貢献としての環境活動を実践する事業者も増えてきています。今後も事業者との連携を積極的に図り、地域の環境情報の提供や環境教育のための講師派遣などを実施し、協力して環境教育・学習に取り組みます。

6 環境教育・学習教材の活用、プログラムづくり

環境担当部署、公民館などで実施している「農業体験講座」などの各種の環境学習事業や、体験学習などの充実を図るとともに、それらの経験を活かした環境教育・学習のプログラムや教材づくりを進めます。その他、環境情報センターやりサイクルセンターにおいても、市民団体、学校等と連携して、子どもだけでなく大人に対する啓発にも有効な、地域特性を活かしたきめ細かい体験型の継続的な学習プログラムづくりを進めます。

7 市職員、教員の研修の充実

市のあらゆる事業について環境への配慮が求められることと、環境教育・学習における学校の役割の重要性から、市職員、教員は率先して環境について学び、それを業務に活かすことが求められます。環境問題に関する研修の充実、外部の教育機関の活用、自主研究、研修の支援などに取り組みます。

第2章 計画を推進するためのしくみをつくる

計画を推進するための、法的な裏付けとなる条例を制定します。また、環境基本計画をもとに実施計画を策定します。さらに、市民・事業者・市が環境に配慮して行動できるよう、環境配慮指針を作成し、実行・点検・評価するしくみをつくります。

1 環境基本条例の制定

市民・事業者・市の各主体が、それぞれの役割を認識しながら環境に配慮したまちづくりを進めるため、環境基本条例を制定し、これに基づいて環境基本計画を推進することとします。

条例は、環境の保全・回復・創造に関する理念を明らかにするとともに、市民・事業者・市の役割を明らかにします。また、この条例は、環境に関する施策の基本となり、また環境基本条例に基づく個別条例の基本となる条例として制定します。

2 推進と評価・点検のしくみをつくる

2-1 実施計画の策定

環境基本計画を確実に推進するため、基本計画の施策を具体化するとともに、それぞれの施策の実施期限や数値目標を定めた実施計画をつくります。実施計画は、環境基本計画策定後速やかに市が案を作成し、環境ひろばからの要望・提案を受けて策定します。

2-2 環境配慮指針の作成

環境に関する施策は、環境を直接担当する部署の取り組みだけでは実行できません。庁内各分野の横断的な連携に基づく総合的な取り組みとともに、市民、事業者の取り組みが必要です。

市民・事業者・市が環境に配慮して行動できるよう、基本的な姿勢や考え方の"めやす"を主体別の環境配慮指針として作成します。

また、現在市が取り組んでいる様々な施策・事業はもとより、民間の開発事業なども、環境の視点に立って見直したり、改善したりする必要があります。このために、事業別の環境配慮指針を作成します。

環境基本計画で定めた目的の共有を図りながら、市の取り組みとして、環境マネジメントシステムの構築を進めます。

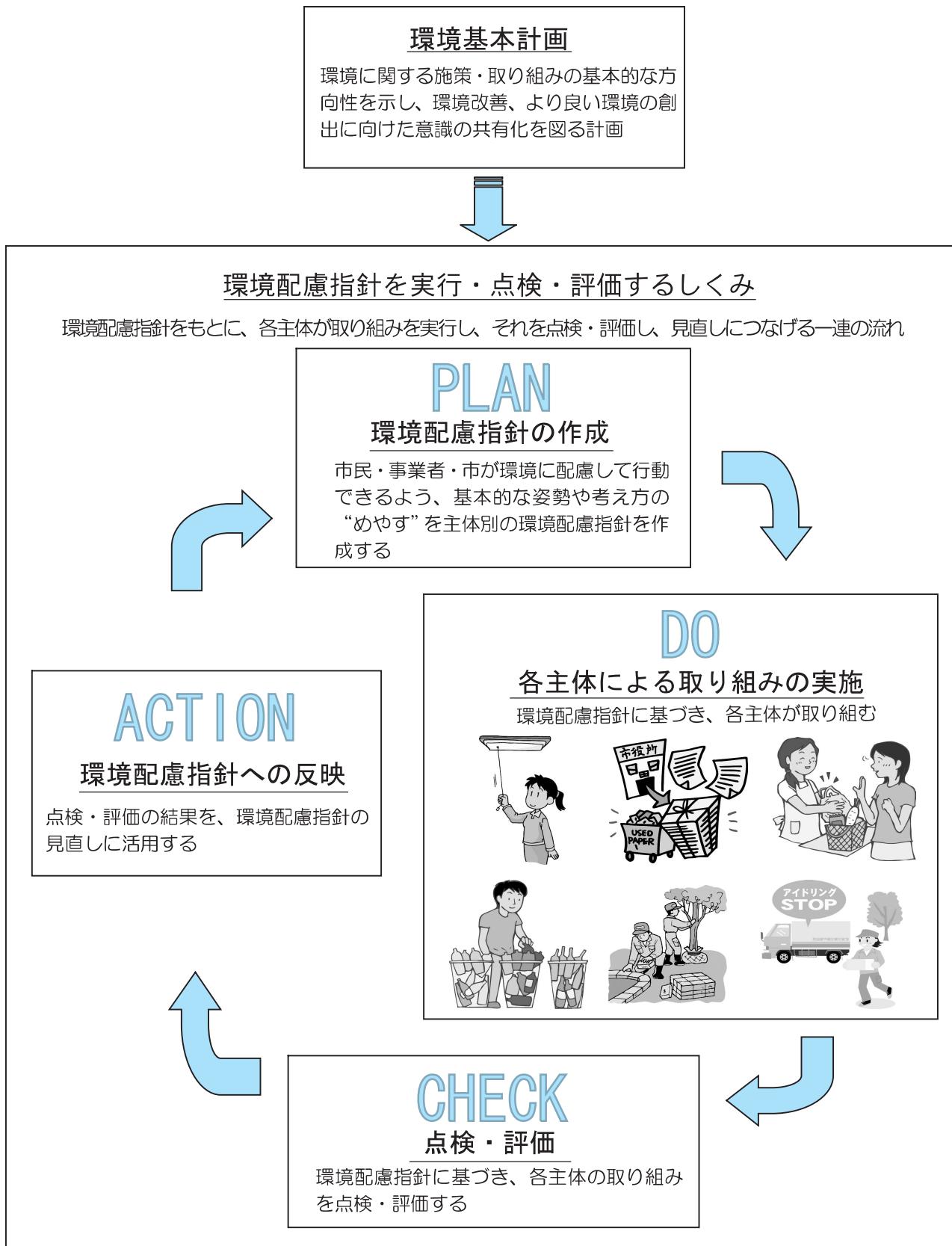
2-3 環境配慮指針に基づき、点検・評価するしくみ

市の施策や市民の生活、事業者の事業を見直し、よりよい環境をつくるために、環境配慮指針に基づき、各主体の優れた取り組みに対しては、高く評価するしくみをつくります。

2-4 環境報告書

市民・事業者・市のそれぞれが的確な情報と問題意識を共有するため、「環境の現状」や「実施計画の進捗状況」、「環境配慮指針の取り組み状況」などを1年ごとに把握し、「環境報告書」として公表します。

図6. 環境配慮指針による取り組みを点検・評価し、環境配慮指針へ反映させるしくみのイメージ



第3章 計画を進める体制をつくります

環境施策を総合的・計画的に推進するため、環境施策推進の核となる専任組織を設置します。また、広く市民・事業者・市等が一堂に会して意見交換をする場として環境ひろばを設置します。さらに、実施計画等の検討及び計画の進捗状況を管理・評価する機関として、環境推進管理委員会を設置します。

1 専任組織

計画の推進・進行管理を実施する部署として、専任組織を設置します。専任組織は、実施計画・環境配慮指針の策定にあたるとともに、環境ひろばと環境推進管理委員会の事務局となります。

人的、財政的充実を進め、府内のあらゆる部署に対して環境の視点から助言・支援を行います。

2 協働の場

2-1 環境ひろば

広く市民・事業者・市が一堂に会して意見交換をする場として環境ひろばを設置します。そこでは、実施計画・配慮指針等の策定や見直しに当たって、提案や要望の提出を行います。

また、環境報告書などに基づいて、環境に関する課題の抽出や、対策についての提案や要望を行います。

2-2 環境ネットワーク

本計画を実施に移す場合には、既にさまざまな活動している市民、事業者の協力は不可欠です。本計画で優先して取り組むべき施策の実施や、実施計画や環境配慮指針を協働で推進するため、市民や事業者がそれぞれ得意分野を活かして活動を進める、環境ネットワークを設置します。

3 環境審議会

市民、学識経験者等で構成する環境審議会を設置します。この組織は、実施計画、環境配慮指針、環境報告書等の審議を行い、また、必要に応じ、広く環境問題に関して、市長に建議を行います。

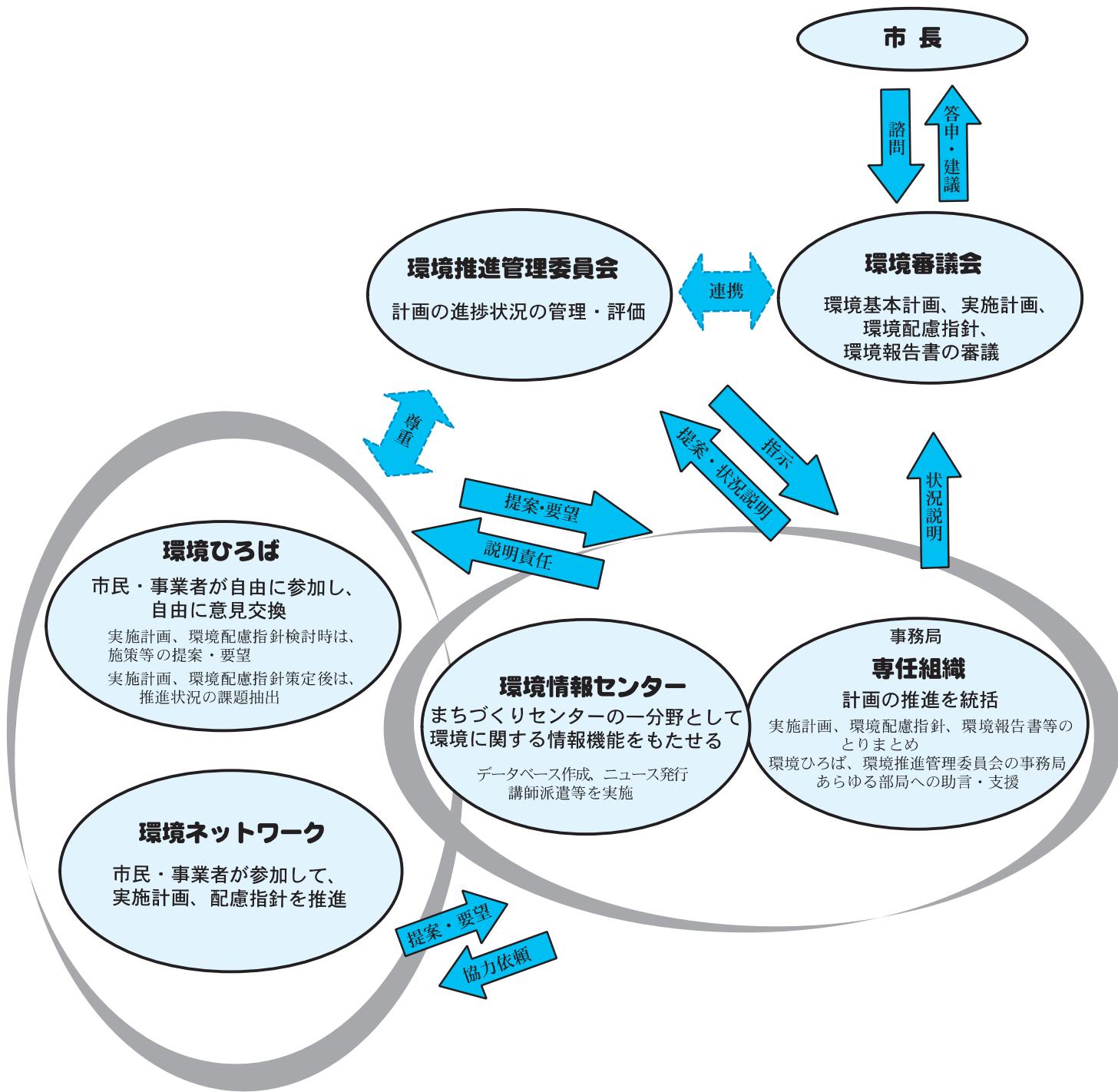
4 環境推進管理委員会

市民、学識経験者、市職員で構成する環境推進管理委員会を設置します。この組織は、実施計画、環境配慮指針等の進捗状況の管理・評価を行います。

5 環境情報センター

予定されている「まちづくりセンター」の一分野として、環境に関する情報機能を持つ環境情報センターを設置します。環境情報の発信や環境教育・学習の拠点として、データベースの作成や、ニュースの発行、環境NGO/NPOの支援・調整等のほか、講師派遣、シンポジウム・フォーラムの企画・実施等を、環境省に登録されている環境カウンセラーなどの協力を得て進めます。

図7. 計画の推進体制



6 連携を進め、力を合わせます

6-1 他の組織とともに

市は国・東京都・近隣自治体等のほか、大学・NPO・各種研究機関等と連携するとともに、市内の事業者との連携を強化します。

◆国・東京都・近隣自治体との連携

国や東京都、近隣自治体との連携を深め、広域的な取り組みを実施するほか、情報交換を行い、総合的かつ効率的に計画を推進します。また、各種助成制度を活用し、財源の充実を図ります。

◆大学・NPO・各種研究機関等との連携

市内及び近隣の大学や学生、市内で活動しているNPO等、各種研究機関等との連携を深め、環境に関する様々な調査研究を行い、その成果を公表します。

◆事業者との連携

市内の事業者との連携を深め、環境に配慮した事業活動への取り組みを促進するため、事業者同士の環境に関する情報交換の場をつくるなど連携のしくみをつくります。